

使用制限対象施設リスト

別紙1

1 基本的に休止を要請する施設（特措法施行令第11条に該当するもの）

種類	施設	休止要請	備考(注意事項等)	問合先		連絡先
遊興施設等	キャバレー	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業協力要請）	健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3104
	ナイトクラブ	対象		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3104
	スナック	対象		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3104
	バー	対象		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3104
	ダーツバー	対象		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3104
	パブ	対象		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3104
	ネットカフェ	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	漫画喫茶	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	カラオケボックス	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	勝馬投票券発売所	対象		農林水産局	農林水産総務課	082-513-3511
	場外車券売場	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	場外馬（舟）券場	対象		農林水産局	農林水産総務課	082-513-3511
	ライブハウス	対象		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3097
	風俗等に関する営業	対象				
大学・学習塾等 （オンライン授業は対象外）	大学	対象	【床面積の合計が1,000㎡超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業協力要請） 対象外の施設については、適切な感染防止対策の協力を要請	環境県民局	大学教育振興担当	082-513-2752
	専門学校	対象		環境県民局	学事課	082-513-4496
	高等専修学校	対象		環境県民局	学事課	082-513-4496
	医療系養成施設	対象		健康福祉局	医務課	082-513-3056
	専修学校	対象		環境県民局	学事課	082-513-4496
	各種学校	対象		環境県民局	学事課	082-513-4496
	日本語学校・外国語学校	対象		環境県民局	学事課	082-513-4496
	インターナショナルスクール	対象	【床面積の合計が1,000㎡以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼。 対象外の施設については、適切な感染防止対策の協力を要請	環境県民局	学事課	082-513-4496
	自動車教習所	対象		広島県警	交通部運転免許課	082-228-0110
	学習塾	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	家庭教師	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	英会話教室	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	音楽教室	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	囲碁・将棋教室	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	そろばん教室	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	バレエ教室	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	体操教室	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
運動、遊技施設	体育館	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業協力要請） 対象外の施設については、適切な感染防止対策の協力を要請 ※屋内施設は、使用停止の要請の対象とする。 ☆屋外運動施設の観客席部分については、使用停止の要請の対象とする	地域政策局	スポーツ推進課	082-513-2641 （※4/18, 19は 082-513-2511）
	屋内・屋外水泳場	対象		地域政策局		
	ボウリング場	対象		地域政策局		
	スケート場	対象		地域政策局		
	ゴルフ場	対象外		地域政策局		
	ゴルフ練習場（※）	対象外		地域政策局		
	バッティング練習場（※）	対象外		地域政策局		
	陸上競技場（☆）	対象外		地域政策局		
	野球場（☆）	対象外		地域政策局		
	テニスコート（☆）	対象外		地域政策局		
	サッカー場（☆）	対象外		地域政策局		
	フットサル場（※，☆）	対象外		地域政策局		
	弓道場	対象外		地域政策局		
	柔剣道場	対象		地域政策局		
	スポーツクラブなどの運動施設	対象		地域政策局		
	ホットヨガ・ヨガスタジオ	対象		地域政策局		
	テーマパーク	対象	△一定の距離（2m）をとって利用可	商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	遊園地	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	マリーナ（※）	対象外		土木建築局	港湾振興課	082-513-4019
	釣り堀(△)	対象		農林水産局	農林水産総務課	082-513-3511
	潮干狩り(△)	対象		農林水産局	農林水産総務課	082-513-3511
	キャンプ場	対象				
	マージャン店	対象				
	パチンコ店	対象				
	ゲームセンターなどの遊技場	対象				
劇場等	劇場	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業協力要請）	商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	観覧場	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	プラネタリウム	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	映画館	対象		①商工労働局 ②健康福祉局	①商工労働総務課 ②食品生活衛生課	①082-513-3311 ②082-513-3097
	演芸場	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311

2 施設の種別によっては休業の協力を要請する施設

種類	施設	休止要請	備考(注意事項等)	問合せ先		連絡先
文教施設	幼稚園	対象	【要請内容】 特段の事情により自宅で過ごすことができない幼児については、個別に相談の上、受入れの継続を要請	教育委員会	学校経営支援課	082-513-4966
				環境県民局	学事課	082-513-2758
	小学校	対象	【要請内容】 原則として施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請	教育委員会	学校経営支援課	082-513-4966
				環境県民局	学事課	082-513-2758
	中学校	対象		教育委員会	学校経営支援課	082-513-4966
				環境県民局	学事課	082-513-2758
	義務教育学校	対象		教育委員会	学校経営支援課	082-513-4966
	高等学校	対象		教育委員会	学校経営支援課	082-513-4966
	環境県民局	学事課		082-513-2758		
	高等専門学校	対象		環境県民局	大学教育振興担当	082-513-2752
	中等教育学校	対象		教育委員会	学校経営支援課	082-513-4966
	特別支援学校	対象		教育委員会	学校経営支援課 特別支援教育課	082-513-4966 082-513-4981
社会福祉施設等	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	対象外	【要請内容】 休業協力要請の対象外とするが、医療従事者や社会の機能を維持するために、就業継続が必要な者、ひとり親などで仕事を休むことが困難な者の子供等の保育等を確保しつつ、保育の縮小や臨時休園等について要請する。	健康福祉局	安心保育推進課	082-513-3174
	学童クラブ	対象外		健康福祉局	安心保育推進課	082-513-3174
	障害児通所支援事業所	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請	健康福祉局	障害者支援課	082-513-3158
	子育て世代包括支援センター	対象外		健康福祉局	子供未来応援課	082-513-3167
	子育て支援拠点	対象外		健康福祉局	こども家庭課	082-513-3167
	上記以外の児童福祉法関係の施設	対象外		健康福祉局	障害者支援課	082-513-3158
	障害福祉サービス等事業所	対象外		健康福祉局	地域福祉課	082-513-3140
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	対象外		健康福祉局	こども家庭課	082-513-3173
	婦人保護施設	対象外		健康福祉局	被爆者支援課	082-513-3109
	原爆養護老人ホーム	対象外		健康福祉局		
	通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）	対象外	【要請内容】 休業協力要請の対象外とするが、可能な限りの利用自粛の依頼を要請	健康福祉局	地域福祉課 障害者支援課	082-513-3208 082-513-3158

3 社会生活を維持する上で必要な施設

種類	施設	休止要請	備考(注意事項等)	問合せ先		連絡先
医療施設（※）	病院	対象外	【要請内容】	健康福祉局	医務課	082-513-3056
	診療所	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請	健康福祉局	医務課	082-513-3056
	歯科	対象外		健康福祉局	医務課	082-513-3056
	薬局	対象外	※有資格者が治療を行うもの	健康福祉局	薬務課	082-513-3222
	あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう	対象外		健康福祉局	医務課	082-513-3056
	接骨院	対象外		健康福祉局	医務課	082-513-3056
	柔道整復	対象外		健康福祉局	医務課	082-513-3056
生活必需物資販売施設	卸売市場	対象外	【要請内容】	農林水産局	販売・連携推進課	082-513-3588
	食料品売り場（※）	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請	商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	百貨店におけるにおける生活必需品売場	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	ホームセンターにおける生活必需品売場	対象外	※移動販売店舗を含む。	商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	スーパーマーケットにおける生活必需品売場	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	コンビニエンスストア	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	ショッピングモールにおける生活必需品売場	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	ガソリンスタンド	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	靴屋	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	衣料品店	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	雑貨屋	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	文房具屋	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	酒屋	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
食事提供施設	飲食店（居酒屋含む）（宅配・テイクアウト含む）	対象外	【要請内容】	健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3104
			適切な感染防止対策の協力を要請，営業時間短縮の協力を要請 ・営業時間の短縮については，これまで夜 8 時以降から朝 5 時までの間に営業している店舗に対して，朝 5 時から夜 8 時までの間の営業を要請し，酒類の提供は夜 7 時までとすることを要請。（宅配・テイクアウトを除く。）	健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3104
	料理店（宅配・テイクアウト含む）	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3104
	喫茶店	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3104
住宅、宿泊施設	和菓子・洋菓子店	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3104
	ホテル	対象外	【要請内容】	健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3097
	カプセルホテル	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請	健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3097
	旅館	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3097
	民泊	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3097
	共同住宅	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3097
	寄宿舍	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3097
	下宿	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3097
	ラブホテル	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3097
交通機関等	バス	対象外	【要請内容】	地域政策局	地域力創造課	082-513-2579
	タクシー	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請	地域政策局	地域力創造課	082-513-2579
	レンタカー	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	鉄道	対象外		地域政策局	地域力創造課	082-513-2579
	船舶	対象外		地域政策局	地域力創造課	082-513-2579
	航空機（空港）	対象外		土木建築局	空港振興課	082-513-4013
	物流サービス（宅配等）	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	倉庫・配送センター（港湾関係）	対象外		土木建築局	港湾振興課	082-513-4019
	コンテナターミナル	対象外		土木建築局	港湾振興課	082-513-4019
	旅客ターミナル（港）	対象外		土木建築局	港湾振興課	082-513-4019

種類	施設	休止要請	備考(注意事項等)	問合先		連絡先
工場等	工場	対象外	【要請内容】	商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	作業場	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請	商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
金融機関・官公署等	銀行・ATM	対象外	【要請内容】	商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	消費者金融等	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請	商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	証券会社	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	保険代理店	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	事務所	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
その他	メディア	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請	総務局	ブランド・コミュニケーション戦略チーム	082-513-2374
	葬儀場・火葬場	対象外	※物価統制令の対象となるもの	健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3097
	銭湯（公衆浴場）（※）	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3097
	獣医	対象外		農林水産局	畜産課	082-513-3607
	理美容院	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3097
	貸倉庫	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	貸衣装屋	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	不動産屋	対象外		土木建築局	建築課	082-513-4185
	結婚式場（貸衣装を含む）	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	ペットホテル	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3103
	たばこ屋（たばこ専門店）	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	ブライダルショップ	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	本屋	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	自転車屋	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	家電販売店	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	園芸用品店	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	修理店（時計・靴・洋服等）	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	鍵屋	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	100円ショップ	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	駅売店	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	家具屋	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	自動車販売店・カー用品店	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	花屋	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
				農林水産局	農業経営発展課	082-513-3592
	クリーニング店	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3097
	ランドリー	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3097
	ごみ処理関係（産業廃棄物・一般廃棄物（ごみ・し尿・浄化槽））	対象外		環境県民局	循環型社会課, 産業廃棄物対策課	082-513-2957 082-513-2963
	道の駅（貸会議室, 土産物屋等）	対象		土木建築局	道路企画課	082-513-3891
	道の駅（食料品売り場, 飲食店, 銭湯, 駐車場等）	対象外		土木建築局	道路企画課	082-513-3891